行商露國人取調べ 過激派宣傳を怖れて 警視廳から各署へ命令

最近市内各所に海員風をした露國人が羅紗地を擔いで行商する者が多くなつたので近藤榮藏一派の赤化宣傳に恐れをなした警視廳外事課では萬一羅紗行商の露國人に依りて過激派の主義を宣傳でもされては大變とあつて彼等の居住又は宿泊して居る所轄署に對し身許と行動を調査する樣にと嚴重な通告を發したる爲め各署でも神經を尖らして夫々調査に取掛つたと

過激運動取締法 「無政府主義」其他の字義 司法次官談

過激思想取締法に關し山内司法次官は左の如く語れり

近時外國の社會主義者と聯絡を取り我國内の秩序を破壞せん事を宣傳するの徒漸く增加し而も其運動方法巧妙にして現行の法律の缺陷に乘じ巧に運動を爲すが爲め既に之を取締るの方法に於て缺如するは勿論外國より注入する資金豐富なる爲め運動漸く過激主義となり此儘放置するの危險なるは言を俟たざる所なり、本案第一條

無政府主義

とあるは國家の存在を否認するの主義、共產主義とあるは財產の私有制度を否認し社會制度の基礎を破却せんとするものとす、本條は之等の主義を宣傳し又は宣傳せんとするもの其他之に類する過激主義に依り我國憲を紊亂すべき事項を宣傳し又は宣傳せんとするものを取締らんとするものにして其の行動の朝憲紊亂に關せざるものは本條の關する所に非ず、第一條に宣傳と稱するは不特定の多數者に對する勸誘にして單に之等の

字義に就き

演說又は文書を以て論議するのみにては主義とするに足らず多衆を煽動して其主義に引入れんとする場合に於て始めて宣傳の實あり、第二條第二項は朝憲紊亂の事項を特定人に對して勸誘する場合に於て第一項と同樣の制裁を加ふるものなり、第三條は朝憲紊亂の事項を實行する目的を以てするものは勿論之を宣傳せん目的を以て結社集會又は多衆運動を爲すものに至りては其國家社會を害すること極めて大なるものにして第三條は之に

重刑を課し

第二條暴動暴行其他の不正手段に依つて社會の根本組織を變革改造すべきことを宣傳し又は宣傳せんとする者も亦之を重刑に處す[illegible]必要あり社會の根本組織[illegible]の宣傳は國憲紊亂に關せざる[illegible]度にて共產主義の勸誘の如き[illegible]は女子を私有すべからずと云[illegible]が如き我國の社會組織の根柢と相容れざる主義の宣傳の如き此[illegible]然り、第四條は本案前三條の[illegible]罪の從犯たるべきものなるも[illegible]品を供與するが如き方法は過激運動を促進する爲取らるゝ手段にして外國主義者の運動は主として此點にあり故に本條は我國憲及び社會組織の維持に最も害ある行爲として本條は之を正犯と同樣の刑に處す、又第五條は過つて改むる者を罰するは

刑事政策上

却て害あるものとなし刑法に比し一層自首者を寛容せんとす、第六條は本法の罪は國外に於て犯されたる場合に於ても本法に依り處罰すべきことを明かにしたるものにして極めて重要なる規定とす尙一言すべきは本法の罪は刑法の原則を適用すべき犯罪たること勿論にして犯意ある者に限つて之を罰す故に新聞紙法、出版法等の特法に依るべからざること之なり、故に惡意を以て宣傳其他本法の定むる行爲をなしたるものを罰するも惡意無き者の責任を問ふものに非ざることは必ず誤解無きを要す云々（東京電話）

過激思想取締法案 反對の檄文數萬枚 全國勞働者同盟か 各地に發送大宣傳

今期議會に提出され貴族院に於て委員附託となつた過激思想取締法案が通過するに於ては打撃を蒙る主義者側に於て反對宣傳を爲すものあると[illegible]東京に在る勞働團體中[illegible]全國勞働者同盟は數萬枚の反對檄文を印刷し先月十四五日頃各地に向けて發送近く一齊に撒布反對宣傳に着手[illegible]を定めて居たが其[illegible]探査中一日正午頃大[illegible]區尾崎町大阪汽車製造株式會社門前に該檄文約三百枚を遺棄しあるのを同社の守衛が發見所轄署に屆け出た該檄文は過激思想取締法案反對宣言と題し頗る長文の印刷物で過激な字句を羅らねたものであると（大阪）

一種の社會主義だ 產兒制限に就て語る大石校長

產兒制限の宣傳者サンガー夫人[illegible]の期が迫つて來た上陸拒否問題も追々盛にならう此際新智識を理解し之を生徒に說明するに努むる府立第一高等女學校長大石和太郎氏は此程專攻科に法制の講義を爲す時を以てサンガー夫人の產兒制限論を說明し且之に批判を與へて夫人の說は自己の幸福を希ふが爲に少數の犧牲者を殘虐に取扱ふものゝ處で即ち唯物的幸福者でつまり一種の社會主義であるスパルタの教育は彼多數の國民を作らんとするものでサ夫人の說とは反對であつたがこれは多數の人民を作つて國家の犧牲に供せんとするので積極と消極との差こそあれ共に自然人らしき幸福を求め是によつて國家の安寧を期すべき我國の主義と相容れぬ要するにサ夫人の說は一種の社會主義であるといふに在つた其所論の價値は別として斯る新問題に接する每に之を說明するは教育家として大に尊ぶべき事である云々（中外）

過激社會運動取締法案（批評）

予は此法の下に在る社會黨を以て[illegible]の一部國議會議員は斯の如き[illegible]る。更に、隣邦の勞働階級は社會[illegible]勢は漸く選擧法に據つて完全に其の權利を獲得せんとするの時代が來た、これは史家メーリングの斷定である。目下貴族院に於て論議中の過激社會運動取締法案の此の方面に於ける影響は政治家の看過すべからざる點である。

危險思想鎭壓の目的を以て發布せられたビスマルクの法律は、思想界に於ける效果は、却つて反對の結果を表はした。メーリングの擧げた社會黨より見たる該法の犧牲對照表は、其損失の部に於て印刷物の禁止數、勞働團體の解散數、追放せしめられた社會黨員數、課せられたる自由刑の年數を計算したるに對し其利益の部に於ては社會民主黨員の增加、社會黨系定期刊行物の增加、勞働組合員數の增加を計算して居る。而して議會を解散してまで其通過を計つた該法律の運命は十二年の後には「ビスマルク以外の誰れもが該法の無用を確信するやうになつた」結果ビスマルクの退職と該法の廢止とを以て終を告げたのである。

尾崎代議士も其車中談に言へる如く、極端なる思想鎭壓の無用有害なる結果は我國に於ては彼の安政戊午の大獄に之れを觀る事が出來る。井伊大老が反對黨たる一橋公卿、諸侯、諸士を無慈悲に一網打盡的に撲滅したる結果は櫻田門の變を醸すに過ぎなかつた。幕府の瓦壞は即ち我國家統一の促進であるから安政の大獄は國家的見地よりすれば却つて快事の刑罰を實施したとも言ひ得る。併し過激社會運動取締法が夫れを發布した政友會内閣の瓦壞を結果する以外の結果を齎す虞ある場合には日本國民は熟慮一番せねばならぬ。大逆罪、内亂罪、外患罪を罰するには刑法典あり、朝憲紊亂を取締るには新聞紙法あり、社會の根本組織の背叛に對しては治安警察法は夫れ以下の輕き位の罪をさへ罰し得る。唯刑の重きのみを以て危險思想を鎭壓する事が目的なりとすればいざ知らず、新聞紙法、治警法を存置しつゝ尙本法を發布せんとするは無意義である。無用である。否刑の不當に重き事は却つて所謂危險思想を激成し、思想界の紛擾、感情をして現在よりも一層險惡に赴かしむる虞がある。此點は、立憲政治の裏面に現はれたる警察的國家の歴史の凡てが證明する所である。

所謂危險思想なるものは若し思想を取締る可能性ありとすれば、現存の法律を以ても十分に取締り得る。貴族院の過激社會運動取締法案委員會に於て政府委員は明かに英國の過激主義、共產主義は全然我國體と相容れざるに非ず、其謂ふ所を實行する場合のみを處罰せんとするが本法の目的なりとの意味を述べて居るではないか。[illegible]る法律の既に存するに關らず、前述の如き危險を冒してまでも屋上屋を架せんとするは愚の極みである。而して一方に於て當局の知らねばならない事は